

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステー株式会社  
代表執行役社長 鈴木 貴子

## 第75期定時株主総会招集事項の一部修正について

当社第75期定時株主総会招集事項に一部修正がございますので、本ウェブサイトの掲載をもって下記のとおり修正内容をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 修正の理由

当社第75期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、場所の定めのない株主総会の導入についての定款変更議案を上程いたしますが、当該変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものとしております。しかしながら本株主総会開催前に経済産業大臣および法務大臣の確認を受け当該要件を満たしたため、議案の当該要件に関する箇所を削除するものであります。

#### 2. 修正箇所（削除箇所に下線を付しております。）

<招集ご通知8ページ>

第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）および「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号。以下、「省令」という。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、感染症拡大または自然災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときに場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、省令で定める要件に該当することについて、省令で

定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

<招集ご通知9ページ>

定 款 新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 後
<u>(新 設)</u>	(附則) <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u> <u>定款第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

以上